

平成18年1月27日（金）

於・三番町共用会議所大会議室

平成17年度第2回
飼料問題懇談会議事録

目 次

1 . 開 会	1
1 . 挨 拶	1
1 . 委員の出欠状況	2
1 . 配付資料の確認等	3
1 . 議事の公開について	4
1 . 資料説明	4
(1) 飼料政策について	4
(2) 「平成18年度飼料需給計画」(案)	20
(3) 備蓄飼料の放出基準について	21
1 . 討 議	24
1 . 閉 会	44

開 会

姫田畜産振興課長 定刻になりましたので、まだ少しおくられている方がいらっしゃいますが、ただいまから平成17年度第2回飼料問題懇談会を開催させていただきます。

私、生産局の畜産振興課長の姫田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には御多忙のところ、そして寒い中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

挨拶

姫田畜産振興課長 それでは、開催に当たりまして畜産部長の町田から御挨拶申し上げます。

町田畜産部長 町田でございます。

本日、委員の皆様には大変お忙しい中、当懇談会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げる次第でございます。

本日は平成17年度の第2回目の懇談会でございます。前回は昨年11月に開催させていただきました。その際にも御説明をさせていただいたのですが、昨年の3月に「新しい食料・農業・農村基本計画」ができて、その中で飼料自給率につきましては平成27年度に35%という目標を掲げたわけでございます。この目標達成に向け、現在、行動計画を策定いたしまして、これに基づきまして国、都道府県、市町村、地方公共団体、また農業団体、関係団体が一体となった取組を進めているところでございます。

具体的な取組といたしましては、耕畜連携によります国産粗飼料の拡大、また安定的な飼料の生産・流通体制の整備、さらには食品残さ等の未利用資源を活用いたしまして飼料化の推進ということでございます。特に、昨年秋からは中国、ロシア等での口蹄疫の発生を踏まえて、飼料用の国産稲わらの確保運動を積極的に取り進めてきたところでございます。

一方、配合飼料の原料となります飼料穀物につきましては、その大半を海外に依存して

いる中におきまして、遺伝子組換えトウモロコシBt10の問題、また本年5月から実施予定の食品衛生法に基づきましてポジティブリスト制の導入、こういったことに対応いたしまして安全性に配慮した供給の確保が望まれているところでございます。

また、昨年8月末には御案内のとおりアメリカのニューオーリンズ周辺にハリケーン「カトリーナ」が上陸、被害があったということで、一時的に我が国への飼料穀物の積み出しを停止したわけでございますが、飼料用トウモロコシ、コウリヤンの貸付枠を30万トンに拡大いたしまして対応するというので、飼料穀物の国内供給といった点につきましては混乱が回避できたのではないかと考えております。関係の皆様には大変御協力をいただいたところでございます。

このように、飼料の安定供給のためには価格安定制度、また、今申し上げました飼料穀物の備蓄対策事業が重要でございます、その実施に当たりましては本懇談会でこれまでも御議論、御提言をいただいているわけでございますが、その効率化・健全化を図っていくことが求められているところでございます。引き続き御指導を賜りながら、適切な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

本日の懇談会では、まず最近の飼料政策につきまして御報告を申し上げますとともに、18年度の飼料需給計画等について御説明を申し上げます。また、配合飼料供給安定機構が中心となりまして検討が進められてきた備蓄穀物の放出基準につきまして、前回の懇談会において御提言があった意見を踏まえまして、また検討が行われております。改めて野崎委員より御説明をいただくことになっているところでございます。

委員の皆様方の御意見を賜りまして今後の飼料政策に生かしてまいりたいと考えておりますので、忌憚のない御意見、御議論をよろしくお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員の出欠状況

姫田畜産振興課長 それでは、委員の御出席の状況を御報告いたします。

当懇談会は委員14名で構成されておりますが、本日は現在のところ12名の委員が出席されております。高木委員は既に公庫を出られているとのことでございますので、間もなく御到着と考えております。また、生源寺委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠

席されるということでございます。

それでは、これ以降は恒例に従いまして阿部委員に座長としての議事進行をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

配付資料の確認等

阿部座長 阿部でございます。前回に引き続きまして議事進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

最初に、今日の議題と配付資料につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

姫田畜産振興課長 本日の議題につきましては、資料1の議事次第でございますように、まず飼料政策について、そして「平成18年度飼料需給計画」(案)、そして備蓄飼料の放出基準について、その他ということでございます。これらについてお願いしたいと思います。

次に配付資料の確認をお願いいたします。

今見ていただきました資料1の前に「配付資料一覧」がございます。それを見ながら確認をお願いしたいと思います。

資料1が議事次第、資料2が皆様方の名簿でございます。そして、資料3が「飼料政策について」という横長の厚いもの、資料4がやや薄いもので「飼料自給率向上への取り組み」、そして資料5が「今後の飼料政策の展開方向(平成14年度作成)」、工程表でございます。そして、「平成18年度飼料需給計画(案)」が資料6でございます。資料7が「備蓄飼料の放出基準について」ということで、配合飼料供給安定機構の名前が入っているものでございます。

参考として、「飼料をめぐる情勢」、「平成18年度歳出予算概算決定の概要(P R版)」、そして「飼料自給率向上特別プロジェクトについて」というものをつけておりますので、参考資料については後でござらんいただきたいと思っております。

阿部座長 ありがとうございました。

いかがでしょうか。欠けている資料はございませんでしょうか。

よろしいですね。

議事の公開について

阿部座長 それでは、これから会議を始めたいと思いますが、その前に皆さんにお諮りしたいと思います。それは本懇談会の運営についてであります。会議及び議事録の公開・非公開等につきましては、前回第1回の懇談会の取り扱いと同様で問題はないと思いますが、いかがでしょうか。つまり、会議は公開として、議事録については発言者名付きで公開という取り扱いでございますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

阿部座長 では、そのようにさせていただきたいと思います。

今日の予定は、まず事務局と配合飼料安定機構からお手元に配付されております資料に基づいて説明をしていただいて、その後に委員の先生方からいろいろな御検討、御意見をいただきたいと思います。

今日の会議は目途として16時に終了したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

資料説明

(1) 飼料政策について

阿部座長 では、議題でありますけれども、まず最初に資料3の「飼料政策について」、次が資料4の「飼料自給率向上への取り組み」、その次が資料5の「今後の飼料政策の展開方向、いわゆる工程表」であります。それから、資料6の「平成18年度飼料需給計画」の案、それぞれにつきまして担当の課長また室長から説明をお願いしたいと思います。

それでは、最初に草地整備推進室長から資料3に基づいて、どうぞよろしくお願い致します。

大橋草地整備推進室長 草地整備推進室長の大橋でございます。よろしくお願い致します。私からは、お手元にお配りしております資料3の9ページまで、それから資料4の4ページまでにつきまして、パワーポイントを使って御説明させていただきたいと思います。

パワーポイントの方をごらんくださいませ。(以下パワーポイントに基づき説明)

* まず飼料全体の自給率でございますけれども、飼料の自給率につきましては、昭和40年に55%ありましたものが、徐々に低下しております。ただ、最近、50年代に入りまし

てからはほぼ横ばい傾向で推移しておりまして、直近の16年におきましては、飼料自給率は全畜種で25%となってきました。

2の方にはそれぞれ暦年の推移が載っておりますけれども、実は平成15年度の全畜種の自給率が23%まで下がりました。これはちょっと気象条件が悪かったことから不作等の影響が出ております。16年度におきましては作柄が比較的好調だったので25%まで復活したということでございます。

* このページは現在の飼料自給率と目標についてお示ししているものでございます。先ほど申しましたように、全畜種、自給飼料と濃厚飼料の合計では平成15年度で23%の自給率でございました。これを新たな食料・農業・農村基本計画におきましては35%まで引き上げようという計画になっております。その内訳は、粗飼料につきましては現在24%輸入しているものを全量国産で賄う。また、濃厚飼料につきましても現状9%の自給率を14%まで引き上げるという中身になっているところでございます。

それを図るための対策、可能性といたしましては、先ほどのお話にもございましたが、稲わらの利用促進、稲の発酵粗飼料の作付の拡大、それから中山間地域を中心とした放牧の推進、食品残さの飼料化の推進等々を実行してまいりまして、この目標を達成しようと鋭意努力しているところでございます。

* これがそのうちの自給飼料施策でございます。先ほど申しましたように自給飼料の増大は食料全体の自給率の向上につながります。もう一つ、飼料の増産につきましては、国土の有効活用、特に最近増えてきております耕作放棄地等でも放牧利用等が可能でございますので、国土資源の有効活用に大きく寄与する。さらには、牛、草、土の循環を通じて資源型畜産の確立になくてはならない基盤であるということが言えようかと思えます。

* このために、今後の行動計画の柱といたしまして、繰り返しになりますが、一つは稲発酵粗飼料の作付拡大、稲わらの利用拡大、放牧の推進、外部化の推進等々を17年度の行動計画の主体としているところでございまして、その取組状況につきましては、まず出し手と受け手の需給についてマップあるいはネットワークを構築しようという活動をやっているところでございます。

それから、それぞれの活動につきまして、やはりリーダーが必要だということで、例えばホールクロップサイレージのコーディネーターの育成とか放牧伝道師の育成、コントラクター・アドバイザーの育成等々、人材確保に向けた研修を実施しているところでございます。

* 次からは個別に見たところでございます、まず稲わらと稲発酵粗飼料の利用・生産の推進でございます。先ほど御説明がありましたように、稲わらにつきましては、自給率が平成16年度の段階では86%でございます。残りの14%につきましては主として中国からの輸入稲わらを活用していたところでございます。

稲わらの話を申しますれば、せっかく国産にこれだけ稲わらがございます。まだまだすき込み、あるいは焼却されている量があるわけでございますので、今後とも国産の稲わらをエサとして利用しようではないか、稲わらの自給率は100%にしようではないかということで現在動いているところでございます。

それから、稲ホールクロップサイレージでございますけれども、この地図が各都道府県の作付状況を示しております。一番多いのが宮崎県あるいは熊本県等々の九州、それから東北、新潟、それから関東の茨城や群馬、それから中国の鳥取、広島等々でかなり意欲的に作付をしていただいているところでございます、これにつきましても、調整水田あるいは自己管理水田等がまだ大分あるという状況を踏まえれば、まだまだ伸びる余地があるのではなかろうかと考えているところでございます。

ちなみに、稲発酵粗飼料につきましては、15年に5,200ヘクタールまで増えたのですが、16年度は若干減少してきております。17年度につきましては現在数字を取りまとめ中ですが、16年度よりは増えることが見込まれているところでございます。

* これは、そのうち17年産、つまり昨年の出来秋と申しましょうか、稲わらの需給状況を11月末時点で整理したものでございます。先ほど御説明しましたように毎年15万トンから20万トン程度、中国からの輸入稲わらの一部利用していたわけでございます。それが、現在中国からの稲わらの輸入が禁止されているという状況を踏まえ、9月の段階でそれぞれ調査したところ、約16万トンと、国産稲わらを採用したいという希望数量が上がってまいりました。その後、いろいろな取り組みをやりまして、国産として16万トンのうちの半分の8万トンが新たに確保されたという状況になっております。現在最終的な中身について取りまとめをしているところでございますが、国産で新たに確保される数量につきましては、8万トンにさらに1万トン程度が上積みになって、最終的には9万トン程度が新たに確保される状況になろうかと推測しております。これによりまして、北海道、東北、関東等の東日本におきまして稲わらは完全に自給を達成しているということでございます。

* 次は放牧の推進でございます。放牧につきましては、先ほど申しましたように耕作

放棄地が非常に増えているという状況、それから耕作放棄地が増えますと獣害が非常に増えている、これが中山間の農業の非常に大きな障害になっているということで、それへの対応を図る意味でも非常に有効であることから、取組は相当増えております。

これが肉用牛の放牧面積のマップです。面積的にはもちろん北海道が多いわけです。東北や九州が多いことも当然ですが、先ほど申しました中山間地域、特に代表であります中国山系を挟みました中国地域、それから高知、兵庫等々におきましても耕作放棄地を活用した放牧の事例が増えてきているということでございます。前回にも御説明しましたが、取組数は増えてきておりますので、これをいかに面としてつなげていくか、広げていくかということが今後の課題でございます。

* 次はもう一つの柱でございますコントラクター、作業の請負組織でございますが、これを展開していこうではないかということでございます。上はそれぞれのコントラクターの発展過程を模式的に書いたものでございます。いろいろな成立過程がございますけれども、一番多い形といたしましては、共同作業でつくられた組織がいわゆる外部受託に手を広げて、それがだんだんと専門のコントラクター組織に発展していくというパターンでございます。ここに小さく「コントラクターの概要」と書いてございますけれども、平成9年は122組織で約3万8000ヘクタールの請負面積だったものが、15年度におきましては約3倍、組織数が317、請負面積で9万ヘクタールまで拡大してきているということでございますので、今後、畜産経営の高齢化、あるいは多頭化に伴います労働不足への対応ということを考えますれば、コントラクター組織の育成・強化を図ることが非常に大きな政策課題になっていると考えているところでございます。

* 次は単収でございます。単収につきましては、正直申しまして最近横ばい傾向にございます。その要因といたしましては、単収を上げるためには収量の多いトウモロコシやソルガム等、長大作物の作付を増やすことが一番の道ですが、近年その作付が減少傾向にあること、また主力の牧草につきましても単収が横ばい傾向にあることから、総じて飼料作物の単収が横ばいしないし減少傾向にあるということでございます。

今後この単収の向上を図るためにはいろいろな方策が考えられるわけでございますが、一番大きいのは、こういった長大作物をもう一度復活するといいますが、これの作付拡大を図ることで、そのためには長大作物の収穫作業の上で非常にネックになっております労働力をできるだけ少ない労働力でできるような利用体系、機械化体系を構築することが重要であることから、近年開発されました細断型ロールペラー体系を活用いたしまして、

トウモロコシ、ソルガムを増やしていこうというのが第1点でございます。

もう一つは、下の方に書いてございますが、従来トウモロコシとして非常に利用が難しかった根釧地域等々におきましても栽培が可能な超極早生品種「パピリカ」が開発されました。こういった極早生品種を活用いたしまして、今まで難しかった地域においても作付を拡大したいと考えているところでございます。

* 次からが資料4に移ります。資料4は、今御説明しましたそれぞれの施策の模範的な事例、優良事例と申しましょうか、こういった取組もあるのだということで御紹介させていただくものでございます。

これが秋田県の事例でございます。稲発酵粗飼料の作付拡大の事例でございます。先ほど見ていただきましたように、東北において稲発酵粗飼料の作付が拡大されております。秋田県も言うまでもございませぬ。秋田県につきましては総じて湿田が多く、転作の作物が限定されているという背景がございまして、生産調整への対応という局面がございました。もう一つは、和牛改良組合等畜産農家の自給飼料の確保という要望がございました。この両者を町が調整したということで、鳥海町飼料稲生産利用組合を立ち上げて取組拡大を図っているという事例でございます。

* 次が、稲わら（わら専用稲）でございます。これの利用拡大で、宮崎県の事例でございます。宮崎県、鹿児島県は従来から特にわら専用稲の作付につきまして積極的に対応していただいているところでございますが、先ほども申しましたように宮崎県内は家畜の頭数、特に牛の頭数が多いので、稲わらの利用割合が非常に高い状況でございます。足りない分は他の県からの広域流通により確保していたところでございまして、何とか稲わらを確保したいということで、宮崎中央農協が中心になりまして出し手と受け手の両方からの意向調査を行い、そして契約を取りまとめて、農協の受委託組織として収穫作業を実施して、両者を有機的に結合させると申しましょうか、農協が間に立ちまして稲わらの収集から流通に至るまでコーディネートしている事例でございます。

* 次が放牧の事例でございます。これは昨年放牧サミットを実施したときに出てまいりました事例ですので本日の委員の中にもごらんになった先生方がいらっしゃると思いますが、山口県におきましては従来から水田放牧が非常に積極的に行われておりました。特に最近、構造改革特区の中で放牧牛の確保を図るためにオーナー制度を導入し放牧組合を設立するというところで、そういった特区を活用した放牧、耕作放棄地に牛を放して共同放牧地にするという取組でございますが、そういった取組を積極的に進めているとこ

ろでございます。こういった耕作放棄地・水田を活用するためには、まず牛を確保する必要があるということで、レンタカウを県の試験場等が中心になりまして実施体制を構築した上でやっている、そこに成功の要因があるのではなかろうかと考えているところでございます。

* これはコントラクターにおける作業受託の事例で、茨城県の事例でございます。これは転作田における飼料作物栽培作業の共同化です。最初は共同化を目的とした組織だったのですが、周辺の酪農家からの要望をくみ取りまして作業の請負を始めた、それがコントラクター組織に拡大したという事例でございます。

以上まで私の方から説明させていただきました。

阿部座長 ありがとうございます。

続きまして、需給対策室長からお願いします。

山本需給対策室長 需給対策室長の山本でございます。お配りしている資料では10ページからになりますが、流通飼料施策についてお話ししたいと思います。

* まず、流通飼料をめぐる情勢につきまして、国際需給及び輸入状況でございます。こちらがトウモロコシ、コウリヤン、大麦等の粗粒穀物でございますが、04/05はアメリカで史上最高の生産量ということで、約10億トンの生産量が世界に出ているわけでございます。05/06はそれに比べると下がっておりますが、引き続き高い水準での生産が続いているとのことです。また、輸入状況を見ますと、トウモロコシあるいはコウリヤン、また飼料穀物全体を見ましてもアメリカからの輸入量が多くございまして、9割以上を占めているという状況でございます。

* 我が国国内での配・混合飼料の生産状況でございます。大体2,400万トン前後で推移していたわけですが、平成16年には2,400万トンを割りまして、2,392万トン。これは鳥インフルエンザの影響、あるいは夏場の需要減退等が原因とされておりますが、そういう状況になっております。

また、畜種別の内訳を見ますと、16年度では採卵鶏、ブロイラー、養豚等が主たるものとなっております。

また、主要原料を見ましても、ごらんのとおり、トウモロコシが49%と約半数がトウモロコシという状況になっております。

* 配合飼料価格の状況でございます。御案内のとおり、平成16年度はシカゴ相場が上がりまして、フレートも上がったことから、8年ぶりに異常補てんが発動されたところで

ございます。最近の状況を見ますと、フレートも、過去に比べると高い水準ではありますが、40ドルを割る比較的軟調な状況になっておりますし、シカゴ相場も低位水準になっております。年末にかけて心配しておりましたのは為替でございまして、一時には120円を超える状況もありましたが、最近では百十数円というオーダーになってきております。この辺は引き続き動向をウォッチしていく必要がございます。

* これは配合飼料価格の推移で、先ほど申しましたように16年度に8年ぶりの異常補てんの発動ということで高い水準になっておりますが、最近はそれに比べると低い水準になっております。

* 次は具体的施策の状況でございます。まず配合飼料価格安定制度でございます。これは価格高騰時に価格の補てんを行い畜産経営の安定を図っていく制度でございますが、従来は年度途中での基金の移動ができない、そういうことによりまして結果的に利用する配合飼料メーカーの変更も難しい状況になっておりました。これにつきまして養鶏問題懇談会等での議論がございまして、改善を図るということで、昨年、配合飼料メーカーをはじめとして関係者の皆さんの御協力を得まして、19年度からは年度途中での基金間の移動を可能にする道を開くこととしております。今後も引き続き細部の詰めを行っていくことにしております。

* 輸入麦のS B Sでございます。昨年秋の飼料問題懇談会でも御説明いたしましたが、飼料用麦のうち小麦の方は平成14年度から全量S B Sとなっております。政府操作の中でできるだけ柔軟に需給者ニーズに対応していくということで、S B Sは、平成11年に導入しております。大麦につきましてもS B S制度導入以降順次拡大しておりまして、17年度は約8割以上となっておりますが、さらにそれを拡大していくということで、19年度からは全量S B Sということにしております。

* これは先ほど部長からの挨拶にもありました備蓄関係での「カトリーナ」の状況ですが、備蓄の対応としては、先ほどの資料にありましたように、我が国の飼料穀物の大半がアメリカからの輸入に依存している中で、アメリカからの輸入量の7～8割がニューオーリンズからの輸入とされております。それが「カトリーナ」の影響によって一時的に輸入を停止いたしまして、ここにありますように、トウモロコシ、コウリヤンの貸付枠を30万トンに拡大する等、所要の措置を講じさせていただきました。実績といたしまして、昨年末までを見ますと14万6,000トンの貸付実績が出ております。これによりまして大きな混乱がなかったと認識しております。

* 次は備蓄事業の効率化・健全化でございます。この懇談会でも御議論いただいておりますように、備蓄事業につきましては健全化の努力が求められているわけでありまして、備蓄水準の見直し、簿価と時価との格差の是正、保管料見直し。大麦についても、備蓄コストの削減を図っていく、その他所要の改善策を図っていくということで従来から努力をしているわけですが、平成18年度は、ここにございますように財務省の予算執行調査が昨年入りましたので、その指摘事項も踏まえた所要の見直しを図るということで、関係者の御協力も得ながら対応していきたいと思っております。

また、後ほど御説明がありますが、備蓄放出基準の明確化ということで、以前は簿価が3万円以上であったわけですが、それが2万円前半になってまいりましたので、本格放出ができる体制を整えていくように進めてまいりたいと考えております。

* 次は、資料のページの順番をちょっと変えておりますが、情報提供の話を中心にさせていただきます。飼料につきましては、生産者、消費者にわかりやすい情報を提供していくことが非常に重要だということで、その取り組みの一環として価格改定の状況でございます。配合飼料価格の改定は四半期に一度やっているわけですが、従来は全農、全酪連の方で価格改定の公表を行ってございました。さらにその充実ということで、今後は、主要な配合飼料メーカーについても、その御協力も得まして、改定幅とか、その背景、要因等をわかりやすい形で説明あるいは公表していくという取り組みを18年度から進めてまいりたいと考えています。

* 食品残さの飼料化、エコフィードの推進でございます。先ほど説明がありました粗飼料の自給率向上にあわせて、食品残さの飼料化につきましても自給率向上の取組の一環として、行動会議を設け、行動計画を立てまして取組を進めております。17年度はエコフィードのPR・広報活動、情報収集・提供、人づくり・拠点づくり、残さの供給・利用者間のネットワークづくりといった行動計画の柱のもと、マニュアルの編纂、各ブロックでの会議の設置、また食品関係あるいは消費者を対象とした説明会等理解醸成等の取組。また、来週の1月30日におきましては、畜草研をはじめとした関係者の御協力をいただきまして、全国シンポジウムをつくばで開催する予定にしております。また、優良事例の情報把握とフィードバック、人づくりのための研修会の実施。また、ネットワークづくりの一環といたしまして、配合飼料メーカーの残さ利用状況の調査や各地方農政局での実態調査の実施、そういったことを取り組んでいます。

また、特に食品残さ飼料の安全性の確保が重要でございますので、消費者、生産者の視

点に立った安全性確保のためのガイドラインの検討も着手しているところでございます。

* 食品残さの飼料化の取組事例を二つばかりお話ししたいと思います。「企業グループによる取組」となっていますが、小田急グループの環境活動の柱といたしまして、そもそもは小田急の子会社でございますが、そこがエコロジーセンターというものをつくりまして、グループ内外から出てまいります食品残さを飼料として加工し、畜産農家に提供して、それをまた販売していくという、いわば畜産の循環の取り組みを開始されているところでございます。これにつきましては、当方の戦略会議の議長であります小齊平大臣政務官が先般現地を視察いたしました。

* 残さの取組の中で、生産者・消費者の視点に立つということで、安全性や食の安心というものを意識した取組でございますが、その事例といたしまして横浜市の横浜有機リサイクル協同組合がございます。この取組は、残さを使った飼料につきまして、養豚農家への提供に当たっては成分分析表を付して販売する。また、養豚農家は、これを利用いたしまして、トレーサビリティも導入し、消費者段階では産地・生産者名の表示、あるいは給与飼料の成分等の情報が入手可能でございます。見づらいのですけれども、ここに「アリタさんちの豚肉」というシールを張っています。ここにネットのアドレスがついておりまして、ここにアクセスしますと、具体的にこの豚肉はどのような飼料が使われて、どのような育成がされたかということがわかるような形になっております。こういった生産者・消費者の視点も十分認識いたしまして、畜産循環の一環としての食品残さ飼料化の取組を引き続き進めてまいりたいと考えております。

* 最後に取組事例の一覧でございます。取り組み事例を把握するという事で、各農政局、各県の御協力をいただきまして取組事例を把握しております。幾つか把握しておりますが、さらにこういった取組を広げていく、点在しているものを輪を広げていくような方向で進めてまいりたいと考えております。

当方からは以上でございます。

阿部座長 ありがとうございます。

続きまして、畜水産安全管理課・飼料安全基準班の課長補佐、よろしく願いいたします。

元村課長補佐 畜水産安全管理課で飼料の安全性を担当しております元村でございます。私からは食品衛生法に基づきますポジティブリスト制度の導入につきまして飼料の面での対応について御説明させていただきます。パワーポイントの画面の方は字が細かく、見づ

らくて申しわけありません。お配りしております資料につきましては、資料3の後から2枚目、20ページに用意しております。

「食品衛生法におけるポジティブリスト制度の導入と対応」でございますが、まず食品の方でこれまでどういう規制があったかということです。左側の説明をごらんいただきたいのですが、従来、食品衛生法に基づきまして食品中の残留基準が定められた農薬、飼料添加物、動物用医薬品につきましては、残留基準を超えて農薬等が残留する食品の販売等が禁止される一方で、残留基準が定められていないものにつきましては、残留していても販売等の規制が行われていないというルールになってございました。つまり、入ってはいけないものの基準をつくる、いわゆるネガティブリストという制度であったわけですが、平成15年5月に食品衛生法が改正されまして、一定の対象外物質以外についてはすべて一律基準を超えて残留してはならない、ただ、例外として残留基準が定められたものについては、これを超えて残留してはならないというようなポジティブリスト制度を導入するというので、これにつきましては3年間の猶予期間を設けまして、今年の5月29日に導入されることになっているわけでございます。つまり、従来は入ってはいけないものについて基準をつくるというネガティブリストであったものが、基本的には入ってはいけない、ただ、基準を設ければ、その基準までは入ってもいいですと、そういうポジティブリストという形になるわけでございます。

右側の図を見ていただきたいのですが、3つの大きなラインがございます。これは食品の話でございますが、一番左、食品の中で残留基準が定められている農薬等につきましては、残留基準を超えて農薬等が残留する食品の流通が禁止になる。まん中は、基準値のないものですが、これは全く入ってはいけないということではなく、一定量（人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量）ということで、0.01ppmという数値になっておりますが、これを超えて残留するものについては流通を禁止するというのでございます。

それから、一番右端に厚生労働大臣が指定する物質ということで、明らかに健康を損なうおそれのないもの、例えば飼料添加物ではわかりやすい例としてビタミンなどがございます。これは天然にもあるものでございますので、そういったものについてはポジティブリスト制度の対象外ということになるわけでございます。

以上は食品の話ですけれども、これに伴い、いろいろな農薬につきまして畜産物中の基準値ができてまいるわけでございます。これについての対応としては、下の箱から矢印を

引いておりますが、飼料中の農薬残留、あるいは動物用医薬品の使用基準、こういったものについての改正が必要になってくるということでございます。

具体的には次のページをごらんいただきたいのですが、「今後の飼料の有害物質の基準の考え方」でございます。2行目に書いていますように、飼料原料の残留の可能性のある有害物質についての基準を設ける、そして基準のあるものについての規制をしていくという形で考えてございます。そういう意味で、飼料につきましてはポジティブリストということではないわけです。

これを大きく二つに分けて、左側の半分ですが、60成分につきましては飼養試験に基づきまして畜産物への移行量を確認したものについて省令で定める基準をつくっていく。それ以外にも約100成分、これにつきましては基準値の確たるものをつくるまでのデータがそろっていないようなものもございしますが、こういった約100成分について通知で定める暫定基準値を設ける。この100成分につきましても、今後、そういったデータを整備できたものから、必要なものにつきまして省令で定める基準の方へ移していきたいということで予定をしているところです。

これにつきましては昨年末からパブリックコメントの募集を実施しておりまして、本日がその締め切りの期限となっております。パブリックコメントで提出された内容も踏まえまして、今後、SPS協定とか、3月にはこのことに関してリスク・コミュニケーションも予定しておりますが、そういった必要な手続を経て、5月29日、食品衛生法のポジティブリストと同時ということですが、飼料につきましてもそういった基準を施行していくことを予定しております。

私からは以上です。

阿部座長 ありがとうございます。

次は工程表についてであります。畜産振興課長、お願いします。

姫田畜産振興課長 お手元の資料5に基づいて説明いたします。「今後の飼料政策の展開方向」ですが、平成14年度に施策を作成していただきました。お手元には平成14年度～16年度の取りまとめと、17年度にやったことが書いてございます。そして今後の課題という形でまとめております。

まず一つは、「今後の飼料政策の展開方向」ですが、「安全」「安心」「安定供給」「安価」という4つの「安」をキーワードとして、我が国の畜産の発展とこれを支える飼料供給体制の確立を目指すということでやってまいりました。

平成17年度においては、具体的には飼料自給率向上に向けた行動計画を策定、あるいは飼料自給率向上特別プロジェクトの発足、そして戦略会議においての一体的な取り組みの決定ということをやってまいりました。

これまでの措置状況はそこに書いてあるとおりでございます。

今後の課題として、今日もこういう形での工程表をお示ししておりますが、今後も工程表のしっかりとした点検、取組をやっていく必要があると考えているところでございます。

次に「自給飼料の増産」ですが、具体的には、17年度におきましては戦略会議、あるいは増産に向けた行動会議を開催、そして行動計画等を策定しております。結果として、17年度は残念ながら数字がまだ出ておりませんが、91万4,000ヘクタールとか、そういう形で必ずしも十分な状態になっていない。ただ、収量については前年から増えている状況でございます。

一方で、コントラクター、放牧、耕畜連携に対する取り組みということで、具体的には飼料増産の重点地区として91地区を選定したところでございます。こういうところの点をさらに面に広げるような努力を現在しているところでございます。17年度末には120地区に拡大するよう推進しているところでございます。

今後、戦略会議と行動会議を来月に予定しておりますが、ここにおいて点検し、そして18年度についても運動方針を決定していくということにしております。

次のページです。それぞれの条件に応じてターゲットを絞った効果的な飼料戦略の構築ということで、17年度においては、行動会議、あるいはアンケート調査等を行っております。そして、先ほども御説明いたしましたように、需給マップに基づくネットワーク等を構築し、耕種農家と畜産農家との仲介等を行ってきたところでございます。

また、放牧についても、いわゆる放牧伝道師を育成するとか、あるいは放牧サミットを実施する。その中で、特に耕作放棄地解消のため、そして地域の活性化、そして肉用牛の増頭が行われるような水田放牧なども御紹介しながら、放牧の推進について御紹介しております。

今後は、こういうそれぞれの地域での優良な取組を全国に展開していくことをやっていくことにしております。

次のページですが、耕畜連携の推進です。これについても耕畜での需給マップをつくること。それから、ホールクロップサイレージ。先ほどは伝道師でしたが、全体を地域において取りまとめってくれる人が必要になるということで、そういうコーディネーターの育

成・研修をしております。

また、給与マニュアルの改訂でございます。ホールクroppサイレージについては、給与マニュアルあるいは農薬の問題等が残っておりますので、その改訂のための作業をしているところでございます。来月末には新しいバージョンのマニュアルをつくらうとしてございます。16年度は4,375ヘクタールですが、先ほどもお話ししましたように17年度は5,000ヘクタールにはいかないような状況でございます。現在取りまとめておりますけれども、4,600ヘクタール程度ではないかと思っております。稲作に戻りやすいタイプの転作でございますので、これからさらに拡大を図っていきたい。こういう時期に残ったところはしっかりした生産ができてきているところではないかと思っておりますので、こういうところを核に、さらに増やしてまいりたいと考えております。

それから、国産稲わらの利用拡大でございます。5月末の中国からの輸入停止を受けまして、何としても100%の自給を確保するため、地域間調整をやってきました。まず一つは地域内で、その次はブロック内での広域流通ということをやってまいりました。先ほどもお話し申し上げたように、必要量16万トンのうちの約9万トンが確保できたということで、国全体の需要量の110万トン余りのうち、あと7万トン程度は確保が必要ということでございます。18年度についてはこれを完全に自給できるように進めてまいりたいと思っております。

4ページでございます。4ページに書いてあるものは、今までのどちらかと言うと華やかな部分の裏にあります本当の基本的な飼料の増産の課題でございます。畑、トウモロコシ等の作付拡大、そして草地制度等の着実な推進、あるいは中山間での放牧の推進ということでございます。

その中で特にトウモロコシの作付拡大については、トウモロコシ細断型ロールペーラーを生研機構とともに開発いたしました。それは、今までは2人のオペレーターが必要でしたが、1オペレーターでトウモロコシをロールペーリングできる機械でございます。これを生研機構とともに開発いたしましたので、全国での実演会を実施する中で広げてまいることをしているところでございます。

次の5ページも基本的なところでございます。公共牧場の活用、あるいはコントラクターの推進。コントラクターにつきましては、北海道や九州ではかなり定着化しておりますが、地域によって、特に九州を除く西日本についてはかなり不十分な状況でございます。コントラクターを活用することによって土地の集積、そして高齢の生産者あるいは規模拡

大を行うような生産者に対しての飼料生産の外部化、あるいはTMRの活用ができますので、こういうことを推進してまいります。

さらに、地域によって情報がかなり不足しているところもございますので、協議会への参加を推進しているところでございます。

6ページですが、「人・家畜・環境に優しい日本型畜産」ということで、放牧の展開を進めているところでございます。放牧による条件整備を地道に進めていくということですが、その中で水田放牧あるいは集約型の放牧を進めてまいるところでございます。

それから、「生産プロセスの開示や情報の提供を通じて消費者が選択し得る畜産の確立」ということで、昨年には食育基本法等も成立しておりますが、都会の方々に畜産を知っていただき、そして牧場に消費者を呼び込むということをしております。

そういう中で土地利用型の酪農あるいは大家畜生産に対して消費者の理解を進めていくとともに、どういうことをすることによって粗飼料多給型の畜産物への理解を醸成していくか。そうすることによって、むしろ粗飼料を多給することによるメリットも出していきたい。ですから、自給飼料あるいは粗飼料増産だけではなくて、そのメリットをどうつかまえるかということをやっていきたくて考えてございます。

次のページは流通飼料対策でございます。基本的な課題ですが、飼料工場のさらなる集約化、あるいは流通飼料生産コストの低減ということですが、残念ながら今回のBSE問題によりまして、配合飼料メーカーの方も工場の集約化というよりはむしろ設備が増えてしまったところもございます。もちろん安全性が第一でございますから、そこはコストが多少犠牲になったことは仕方がございませんが、さらに企業統合とか製造受委託の動き等を進めながら、飼料生産コストの低減を図ってまいることが必要でございます。こういうことについての情報提供とか支援をしてまいりたいと思っております。

それから、効率的な配合飼料価格安定制度の運営方法ということで、民間基金が3つございます。それから配合飼料供給安定機構による制度運営をやっております。今後の課題といたしまして、年度途中でもそれぞれの基金間での移動が可能になるようなことでの改善方向を取りまとめ、今後、具体化を図ってまいりたいところでございます。17年度においてはその作業がかなり進捗したところでございます。

そのほか、専増産ふすまの代替飼料の開発を行ってきたところでございまして、本格実施を図るということ。

それから、SBS方式で輸入する大麦を100万トンに拡大ということで、今後、大麦につ

いてはS B S方式を順次拡大していくことになります。19年度からは全量S B S化ということが視野に入っておりますので、これに向けての対応をしていくということでございます。

それから、飼料の安全性確保ということで、先ほども食品安全法のポジティブリスト化の話がございましたけれども、飼安法の改正により特定飼料の登録制度の導入等を実施しています。

また、飼料の安全性に関するリスク管理の強化ということで、飼料についてはネガティブリストで進めますが、食品衛生法のポジティブリスト化に対応すること、そして違反飼料については従来からやってきたことをさらに進めてまいることとございますが、迅速な公表体制とか透明性を持った体制を図っていくことにしております。

それから、豚肉骨粉等の飼料利用の再開についても実施したところでございます。

次のページも続きですが、許容基準についての見直し等を行っているところでございます。

G M O等については従来行ってきた施策をさらに続けていく。

また、抗菌性飼料添加物につきましては、現在利用可能なもの、特に人と飼料との共通のものについて重点的に見直していこう。全体を食品安全委員会のリスク評価にかけてございますけれども、特に人と家畜飼料と共通のものについてのリスク評価を食品安全委員会にやっていただいているところでございます。これはその後の対応を適切にしていこうということになるかと思っております。

それから、飼料の安全性に関するホームページ等を開設しております。

10ページですが、トレーサビリティシステムの整備につきましては、牛肉のトレーサビリティ制度が確立されておりますが、それにあわせて飼料管理の状況等をさらに提供できるようなデータベース化を図っております。これは基本的に任意ですけれども、トレーサビリティ制度の情報検索を介してといいますか、アクセスしてさらに飼料管理情報等を出せるということと、もう一つは、J A Sが改正されておまして、生産履歴公表(J A S)に牛肉と豚肉が入っております。これらに対して飼料の情報提供を図るようにデータベースを接続するというをしております。

それから、飼料製造段階での安全性対策の強化ということですが、いずれにいたしましても、新しいリスク管理の中で最終生産物のリスク管理、いわゆる安全性を確認する、検査するというだけではなくて、基本的にはH A C C Pの考え方によりまして製造段階

において安全性を確保していこう。そうすることによって全体の安全性がより安価に確実に確保できることとなります。そういう意味では、飼料の製造段階での安全性確保対策を確保していくということを進めているところでございます。

次のページですが、資源循環型畜産の推進でございます。リサイクルの推進等もでございます。

一つは、先ほども御説明いたしましたように、家畜排泄物の還元等資源循環型の畜産の推進ということで、畜産環境総合整備事業におきまして畜産環境対策の整備を行ったところでございます。

さらに、下の方ですが、食品残さの飼料化行動会議を立ち上げて、エコフィードの取組を進めているところでございます。

それから、セーフティネットとしての備蓄事業の再検討ということでございます。まず、飼料の安定供給を図る観点から、飼料穀物備蓄制度の適切な運営ということでございます。現在、運営方法の明確化、弾力化ということで、この後も備蓄の放出基準等の説明をしていただきますけれども、穀物備蓄対策事業検討委員会を設置し、備蓄運営の適正な方策を検討しているところでございます。

さらに、今年度におきましては、トウモロコシ、コウリヤンの備蓄については段階的な削減を図っているところでございまして、15年度に15万トン、16年度に5万トン削減したところでございます。そして、大麦等の備蓄については18年度から35万トンに削減することとしているところでございます。

さらに、備蓄運営の効率化ということで、先ほど室長から説明いたしましたように、備蓄基金に差損処理を実施してきたところでございます。

それから、現在、簿価を2万円程度まで引き下げたところでございますが、備蓄穀物の本格的な放出に向けて、その運用基準等をまとめていくところでございます。13ページに書いてございます。

それから、飼料政策の推進に関する透明性の確保でございます。こういうこと全体を取りまとめて、常に飼料政策全体についての透明性を確保するというところで、本日の工程表にもありますし、あるいはホームページ等を通じての情報発信を進めているところでございます。さらに、今後とも、計画を立て、それぞれ常に施行管理をしていくことを基本に飼料政策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

阿部座長 ありがとうございます。

(2)「平成18年度飼料需給計画」(案)

阿部座長 それでは、引き続き、「平成18年度飼料需給計画」(案)につきまして、需給対策室長からお願いします。

山本需給対策室長 それでは飼料需給計画(案)について御説明したいと思います。資料の方は、3ページまでが計画本体でございます、4ページ以降は説明参考資料ということで解説を加えさせていただいております。パワーポイントの方は4ページ以降の資料で御説明したいと思います。(以下パワーポイントで説明)

* まず飼料需給計画と、あわせて策定いたします飼料穀物備蓄計画でございます。飼料需給計画は、飼料需給安定法に基づきまして政府が買入れ・保管等を行う飼料につきまして毎年度策定しております、通常は政府所管物資ということで大麦及び小麦を対象とした計画を策定しております。

* 飼料穀物備蓄計画ですが、備蓄につきましては、政府の備蓄、これは国が直接やるものもございますし、配合飼料供給安定機構を通じてやっているものもございます。また、民間備蓄、民間在庫の確保ということで対応していただいているわけでございますが、飼料穀物備蓄計画につきましては、政府の備蓄についての備蓄数量等を定めるものでございます。

飼料穀物の備蓄は、トウモロコシ、コウリヤンの需要量の概ね2カ月分ということで、このうち政府分としては1カ月分の備蓄をしているわけでございます。

* 需給・価格の動向でございます。ちょっとわかりづらくて恐縮ですが、こちら側が大麦です。大麦については、概括的に見ますと飼養頭羽数の減少等から減少傾向で推移しております、17年度は123万トンという需要の見込みになっております。一方、小麦につきましては、専増産ふすまの代替需要等もあり近年は増加傾向でございます、平成17年度は9万4,000トンという状況になっております。

飼料用麦の売渡価格につきましては、近年は高目に推移していたところですが、昨年10月から、政府売渡価格あるいはSBSの価格について所要の引き下げを図っているところでございます。

* これは売渡しの状況でございます。大麦につきましては、先ほどの説明と重複して

恐縮ですが、11年にS B Sを導入以降、順次拡大しております。平成17年におきましては売渡数量の約86%をS B Sで対応しています。これにつきましては平成19年度から全量S B Sという対応をさせていただきたいと思っております。

次に小麦の方ですが、11年に導入以降、14年以降は全量S B Sということで、さらにこういった弾力的対応について引き続き可能なところから改善を図っていく必要があると認識しております。

* 次に平成18年度の飼料需給計画でございます。

今のような状況でございますが、まず大麦につきましては、売渡数量のところを見ていただきますと一番わかるのですが、近年の需要の減少傾向等を踏まえまして、昨年が140万トンに対して18年度は130万という設定をさせていただきたいと思っております。その内訳として、S B Sについて100万トンから120万トンへの拡大ということを考えております。

小麦につきましては、近年の需要は増加傾向にあることから、買入・売渡数量につきましては11万トン、それは全量S B Sという設定をさせていただきたいと思っております。

* 次は18年度の飼料穀物備蓄計画ですが、先ほど申しましたように、政府、具体的には配合飼料供給安定機構と政府自らが行います飼料穀物備蓄事業につきまして、17年度と同様に全量で95万トンという設定をさせていただきたいと思っております。

内訳は、トウモロコシ、コウリャンにつきまして60万トンの備蓄でございます。政府自ら行います備蓄につきましては、昨年秋の飼料問題懇談会で御説明いたしましたように、備蓄の効率化、米の需給安定対策への協力という観点から、大麦の備蓄は10万トンでございますが、それは全量を米に振りかえまして、全量で35万トンということで、60万トンと合わせて全量で95万トンの備蓄を確保したいと思っております。

以上でございます。

阿部座長 ありがとうございます。

(3) 備蓄飼料の放出基準について

阿部座長 それでは、配付いたしました資料の最後の説明となりますが、資料7の「備蓄飼料の放出基準について」につきまして、配合飼料供給安定機構理事長でもあられます野崎委員から説明をお願いします。どうぞよろしく願いいたします。

野崎委員 それでは、資料7、「備蓄飼料の放出基準について」を御説明申し上げます。

まず文章編で3ページついておりまして、最後に1枚紙で色刷りの「備蓄穀物の売渡し（放出）手順」というものがございますが、文章編につきましては今までの懇談会で御説明した骨子を文章化したものでございます。今日は一番最後の色刷りの紙、フローチャートによって御説明申し上げたいと思います。

まず、一番上に「異常事態の発生」と書いてございます。海外からの飼料穀物の輸入が一時的に途絶する場合といたしまして幾つかの代表的な事例を記載しているところでございます。この中で の関係では、昨年8月末のハリケーン「カトリーナ」の事案はまだ記憶に新しいところでございます。

こういった事態が生じた場合、私ども機構として緊急調査を実施いたします。すなわち、最も関係が深い、備蓄受託者である配合飼料メーカーを対象といたしまして在庫動向調査を実施する。それに加えて、輸入商社の御協力を得て、我が国に向かっている飼料穀物の輸送船舶の動向なども極力把握してまいりたいと考えております。

こういった調査や情報収集の結果をもとにいたしまして、一定の手続を踏みながら、備蓄穀物の売渡しを実施するための各般の事項について中身を決定してまいるということでございます。

手続的には、その下に「委員会の開催等」と書いてございますが、備蓄穀物放出検討委員会、それから私どもの理事会、これは備蓄受託者の代表者が理事になっておられます。さらに、農林水産省の生産局長の御承認をいただくという手順を踏みたいということでございます。

この過程で審議すべき事項といたしまして、現行の事業実施要綱等で明示されているものは、売渡しの時期、数量、価格でございますが、さらに何点かについても御審議いただくことといたしております。その下に書いてあります から が主なものでございます。

は、売渡しに先立ちまして備蓄受託者に義務づけております通常在庫の確保義務を緩和するものでございまして、この旨を備蓄穀物放出検討委員会の場等において表明し、各備蓄受託者に伝達するということになるかと思えます。

は、売渡し発動の基準といたしまして需給逼迫の度合いを何で見るということですが、民間の通常在庫は先ほどの各備蓄受託者の皆様方をお願いしていますが、平常時で平均して0.9カ月分程度でございます。これを多くの備蓄受託者につかまして半分近くになったとき、つまり「0.5ヶ月以下又はそのおそれがある場合」という基準を設けまして、このことを委員会等において御確認、御審議をいただくことといたしております。

それから、売渡しの時期につきましては、例えて申しますとパナマ運河が止まったような場合、先ほどの通常在庫や既に我が国に向かっている船舶の在庫によりまして概ね1カ月程度は持ちこたえられると考えております。そういうことで、売渡しの時期は、事態が発生してから概ね1カ月後ぐらいになるのではないかと考えております。

それから、売渡しの数量は30万トン、現在の備蓄数量の半分ということで当面考えておりますが、その売渡し対象者ごとの配分につきましては通常在庫を含む備蓄数量割と各備蓄受託者が使っておられます主原料の使用割合を1対1で勘案して算定したいと考えております。

それから、の売渡価格算定方式につきましては、文章編の2ページ、「12 売渡し価格」をごらんいただきたいと思いますが、要するに、過去の一定期間の輸入コスト価格を基準といたしまして、買入価格や飼料穀物の需給及び価格の趨勢などを勘案して算定するというところでございます。「生産局長が別に定める一定期間」をどうとるのかとか、「飼料穀物の需給及び価格の趨勢」、いわば時価をどのように算定するかなど、課題はまだ残っているわけですが、農水省の御指導を得ながら検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、の売渡対象者につきましては、原則として備蓄受託者ということで、この方々は配合飼料生産量の95%を占めているわけですが、緊急事態が発生したときには、その95%の方に供給すればいいということも考えられますけれども、それに加えて、あと5%の中小のメーカーもでございます。そういう備蓄受託者以外の企業につきましても、緊急事態でございますので、それらの企業が所属しております団体による原料使用量や在庫量等の調査にきちんと協力していただけるということであれば、これらの方々も売渡しの対象者としていきたいと考えております。

以上のような点を詰めた上で実際の売渡しに入っていくわけですが、売渡しの方法につきましては随意契約により行いたいということでございます。1カ月の原料使用割合が日本全体で約110万トンでございますが、それに対して売渡しの量は30万トンでございます。また、入札となりますと相当時間がかかることもありまして機動性に欠けることから、現在定められております要綱では随意契約でやると書いてございますので、要綱の規定どおり随契で行うことにしたいということでございます。

それから、引渡しにつきましては、現に備蓄穀物が保管されている場所において引き渡したいと思っております。この場合、先ほどの配分基準で算定いたしますと、現に保有しており

まず備蓄穀物よりも配分が多い方も少ない方も出てまいりますけれども、これにつきましては、備蓄穀物保管場所から運び出すいわゆる横持ち経費を極力少なくする観点から、飼料穀物が保管されている各港ごとに協議会を設置していただきまして、まずは各港内で過不足を調整していただく。その上で足らざる分はできるだけ近隣の余裕ある港から運ぶようなことにいたしたいと考えております。

それから、その下に「広報」と書いてございます。広報は、こういった事態が起きれば、早目早目に行うということで、我が国飼料穀物需給に不安が持たれないように対処してまいりますと考えてございます。

最後に備蓄穀物の買入れ・復元でございますが、飼料穀物の需給が安定次第、速やかに買入れを行って、売渡し前に復することとしたいと考えております。

以上申し上げましたようなことで、細部まだ詰めるところはございますが、引き続き関係者の皆様の御意見を伺いながら最終案を固め、生産局長に御承認いただきたいと考えております。

以上でございます。

阿部座長 ありがとうございます。

以上で今日の資料についてすべて説明をいただきました。これから質疑ということになります、10分ほど休憩をして、3時から再開したいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

〔 暫時休憩 〕

討 議

阿部座長 それでは、再開いたします。

最初に申し上げましたように、今日は4時までということで、約1時間しかありません。いろいろ御説明いただいた中で、自給飼料の生産、濃厚飼料の安定供給、それから安全性に関してはポジティブリスト、それから備蓄の放出に関する問題といろいろあるのですが、一つ一つ分けていくととてもいいと思うのですが、それだけの余裕が時間的にありませんので、全部一つにまとめて、どのような方向からでも結構ですので、御質問あるいは御意見等をいただければと考えます。そういう形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、どなたでも結構です。御質問、御意見等をいただければと思います。お願いいたします。いかがでしょうか。

山口委員、どうぞ。

山口委員 それでは、現場で幾つか対応した事例を紹介させていただきたいと思います。まず稲わらの話ですけれども、栃木県で稲わらを集めて、それを県外に供給した例があります。今は中国から稲わらが入ってこないのので、他県に持っていくようなことができますかという話を農政局の方から受けまして、2カ所ほど、他県に持っていったんですが、そのうちの1カ所は来年以降も希望があれば供給できますという話がありましたので、早目に情報がもらえれば、対応できるのではないかと考えております。一度こういうことをやってみると、そういう取組みも出てくるのだなという感じを現場では持ちました。

それから、草づくりの関係の話を少しさせていただきたいのですけれども、去年、私どもの県で第12回の全日本ホルスタイン共進会をやらせてもらったところ、70万人を集めて大変好評でした。農林水産省からも副大臣に来ていただいたのですけれども、車の渋滞に巻き込まれてしまったことで、交通対策面でお叱りを受けた経緯がございます。

その共進会を開くに当たりまして、地元新聞で「とちぎの酪農 きのう 今日 あした」というシリーズを3回に分けてやっていただき、栃木県はこういうふうにして酪農が盛んになりましたよ、将来はこんなふうにやっていきたい、という話でキャンペーンを張ってもらいまして、本県の酪農家の皆さんには自信とか誇りを大いに持っていただいたんです。

その中で、草づくりは、全体的な必要量から見まして、メガファームは難しいのかなという感じがしていたんです。どちらかと言うと取り込みにくい話かなと思っていたのですが、ホルスタイン共進会の前後、メガファームの人と話をしてみますと、ぜひ草づくりをやりたいということで、草地の確保について、買うとか借りるとか、非常に努力している。そんな流れもあります。それから、公共牧場は自分たちの規模が大きいのでメガファームではなかなか使わせてもらえないのですけれども、使わせてくれるのであればぜひ使いたいので、そんな方向を県の方でも考えてくれないかというような非常に前向きな話も聞いています。また、会談の中で、ぜひ私どももホルスタイン共進会に出せるような牛を飼って自分で出品したときに牛を引いてみたいという話もありまして、栃木県のメガファームの方は、皆さんが私どもの施策に理解を示されて、飼料増産の意欲もあるということを、御報告させていただきたいと思います。

以上です。

阿部座長 ありがとうございます。

これは懇談会ですから、質問や意見ばかりではなくて、今のようなホットニュースもいただければありがたいと思います。どうもありがとうございました。

増田委員、どうぞ。

増田委員 先ほど御説明の資料の中で、濃厚飼料、トウモロコシ、コウリヤンの輸入の大宗はアメリカからだ。そこへハリケーンのお話が出ましたけれども、今年またハリケーンが起らないという保証はどこにもないわけで、その場合、アメリカ一国集中といたしますか、これだけアメリカへの依存度が高いということに心配はないのかどうか。危機対策として分散ということは考えられないのかどうかということの一つ伺いたい。

それから、先ほど座長も言われましたように、ここは懇談会の場なので、せっかくの機会です。私、前回も同じようなことをお願いしたと思うのですが、食品残さの飼料化が自給率にとってはこれからの大変大きなテーマだということはよくわかったのですが、食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）があって、点としては残さの活用が進んでいるということは実感するのですが、これはあくまでも点であって、面にするのは大変なことだと。これではまるでボランティア行為みたいな実態だと思うんです。それでもこれだけ進んでいるのは喜ばしいことでもあるのですが、せっかくエサのビジネスにかかわっているお立場の委員の方がおられますので、前回同様のことで恐縮ですが、輸出入にかかわっていらっしゃるお立場からでも国内の流通にかかわっていらっしゃるお立場からでもいいのですが、これからの発展段階で積極的な取組の姿勢がおりなのかどうか。

残さ利用の現場を回らせていただきますと、おっしゃる言葉はなかなか気持ちがいいんです。社会貢献の気持ちが基本になればできないと。それはこれから資源循環型社会をつくっていく上ではとても大切なキーワードで、感覚的な、感情的な言葉だというふうに思わない方がいいと思うんです。ただ、その気持ちを社会全体の責務にまで発展させるのが今年が一番大きなテーマではないかと思しますので、伺わせていただきたいと思します。

この2点でございます。

阿部座長 ありがとうございます。

それでは、最初に穀類の一極集中、分散化ということについて、需給対策室長、お願いします。

山本需給対策室長 一極集中の状況になっているということで、実際にそれに携ってお

られる小泉委員にも後でお話を伺いたいと思いますが、おっしゃるように多極化が必要だとは認識していますが、一方で安全性ということも十分踏まえていく必要があると考えております。先ほどありましたようにポジティブリストの導入という話もございますし、Bt10の問題をはじめとして飼料に対する安全性の確保も非常に重要な問題でございますので、一極集中というものは一朝一夕に解決するものではないと思いますが、いずれにしましても需給動向を見たり、より安全性も踏まえて、輸入先国の拡大とか、そういう取組をしていただくようお願いしたいと考えておりました、そういうことは関係者とよくよく話し合って対応していきたいと思っています。

小泉委員からちょっと御発言をお願いします。

小泉委員 山本室長の説明に多少補足させていただきます。

その前に、私ども飼料輸出入協議会は飼料原料を輸入している商社の集まりでございます、我々は輸入で商売をしていますけれども、決して飼料自給率向上の反対勢力とか抵抗勢力ではございませんので、その点をまず申し上げておきます。

増田委員から御指摘がありました産地の多極化・多様化ですが、私どもも常にそれは念頭に置いて日々の活動をしております。ただ、山本室長から安全性という問題がありましたが、それと同時に我々は経済性をまず考えなければいけません。それと安定供給ですね。結果的にアメリカからの輸入依存度が高いのは、今、アメリカのトウモロコシが世界中で一番安い。かつ、大量に持ってこられるインフラが一番整備されている。かつ、アメリカからのトウモロコシ輸入は戦後ずっとやっておりまして、その間、我々輸出入協議会も毎年定期的に残留農薬の自主検査などしております。そして、肥飼料検査所においても毎年定期的に残留農薬の検査をやっておりまして、その結果、私は商社に入って二十数年ですけれども、私の知る限り、違反事例は少なくともこの10年ないところでございます。ですから、多様化を目指しながらも、最初に経済性、次に安全性、そちらの面で今はなかなか対応し切れていないというのが現状であります、常にそういうことは念頭に置いて、日々、世界中から情報収集その他活動を取り行っております。

それから、残さ利用ですが、残念ながら現時点では我々輸出入協議会のメンバーではビジネスの活動としてできていないのが現状でございます。ただ、そんな中でもゼロではございません。例えば、これは輸出入協議会というよりも私が所属している弊社の活動ですけれども、TMRの製造をしているお客さんに国内で商品を販売したりすることはあります。ただ、輸入している飼料原料のロットの大きさに比べますと、まだまだ小さい動きで

ございます。

酪農家さんや畜産農家さんで今一番困っているのはふん尿処理なんです。ですから、これからは輸入した飼料原料を売るばかりではなく、そういうふん尿処理も含めたりサイクル型、循環型の農業に貢献していきたいという意気込みは会社としても個人としても持っているのですが、ビジネスとしてまだ成り立っていないといいますが、残念ながらそういう現状でございます。

以上でございます。

阿部座長 ありがとうございます。

食品残さの方の話に入っていますので、関係の方々に最初にお話をいただいて、その後、また質問があればということにさせていただきたいと思います。

それでは、食品残さの飼料利用について、もう年が明けましたから一昨年になりますが、一昨年の夏、今日お見えの配合飼料安定供給機構のシンポジウムでこの問題があって、そのときに食品残さを有効利用していくためには配合飼料メーカーの皆さんが今まで培ったお知恵をその中に加えて、そして推進していくととてもいいのだという話があったと思うのですが、先ほど増田委員が言われたことについての御見解を、最初は平野委員、その次に成清委員ということで、お二人に御意見をいただければと思います。

では、平野委員からお願いします。

平野委員 食品残さというよりも、私は飼料というものはもともと食品加工残さで成り立っているという考え方を持っています。食品残さということになりますと、どうしても非常に多様になりまして、量的になかなか集まらないし、非常にやりにくいところがございます。ただ、現在、点であるところにおきましては、食品残さだけでは家畜は育ちませんので、それに私どもの飼料のノウハウとセッティングして成り立ってくるわけでございます。こういう方々の動きについては私どもも積極的にやらせていただいております。

といたしますのは、食品残さというのはどちらかと言うと液体になっていますね。残ったものは液体になっています。その液体と我々の粉体とを合わせてパイプ給エサするというふうなセッティングして、それで初めて農家の方は飼料にすることができるわけでございます。そういったところでの取り組みが出てまいると思います。

それから、前も申し上げましたけれども、自分たちの原料として考えた場合には、量的な制限がございますし、品質のばらつきがございます。そこが非常にネックになっている。そして食品残さそのものですと非常に難しゅうございます。加工残さだったら、まだやり

やすいところがあるわけです。我々は加工残さの方を今は一生懸命探しているというのが現実の姿でございます。

それから、先ほどもお話がありました、自分の会社のビジネスでやっていますのは、食品残さ、これは生ゴミでございます。これと家畜のふんとを合わせて、それを堆肥化したします。そして土へ返していきます。そしてこれを作物に持っていく。そういうビジネスがこれから出てくると思います。そういう形での耕畜連携の循環型を目指して、私どももこういうビジネスを展開したいと考えている次第でございます。これは飼料の問題とちょっと違ってまいりますけれども、飼料の後はいわゆる排せつ物になってまいりますので、そういった点であると思います。

以上でございます。

阿部座長 では、成清委員、お願いします。

成清委員 考え方は前回申し上げたとおりなんです。今、平野社長もおっしゃいましたが、配合飼料の飼料工場で原料として活用することについては、まだまだ研究が必要です。したがって、今日は取組事例として二つばかり報告されていますが、基本的にはこうしたものを一つ一つ積み上げていくことが結果的に食品残さの活用を広げていくものではないかと思っています。ただ、全農としては、現在、こうした事例を持っていません。1月の機構改革でそうした部署もつくりましたので、これから新しく展開しようかな、取り組もうかなと、こんなふうに思っているところです。

以上です。

阿部座長 ありがとうございます。

増田委員、いかがですか。よろしいですか。

増田委員 先ほど残さは主として液体とおっしゃいました。私どもは見学させていただいた事例でしかとらえられないのですけれども、ビールの残さ、コーヒーの残さ、はたまた果物の缶詰工場からの残さとか……。さらに、おからなど、液体だけではないものがいわゆる加工残さとして出てきていました。それから、出荷ロスといいますか、食品企業からはロスが随分出るのだなと、ラーメンの山を前にして驚いたりしました。それらはやりようによっては家畜のエサのビジネスとして成立しませんか。ただし、これは数力所を見学しただけの素人の目線でございます。

平野委員 私、言葉が足りませんでした。確かにビール粕とか、おから、これは完全に飼料化の方に回っています。残念ながら、今、ビール粕、麦の方から出てくるのは減って

まいっております。

それは別にしまして、今、これを捨てている人はいません。全部飼料になっています。形が変わって、生のままであればサイレージになって牛の口の方へ入っています。それから、おからも今は品物が不足でございますし、一部は猫のトイレタリーの方へ行っています。エサよりもそちらの方がどうも高いらしいんですが、そういった現状もございます。これは余談でございますが。

林委員 私は全酪連で、私どももエサをつくっています。私どもは牛専用のエサだけなので若干一般のエサと変わるかもわかりませんが、平野委員がおっしゃったように、食品残さといいますが、今ビジネスでやっているのは食品加工残さ、そういうものがメインになっています。おっしゃるようないろいろな面でビジネスになるのではないかと。現に一部では、許容食品残さを使って特定の銘柄のエサとしてつくっております。ただ、それは量が制限されますし、特定の地域といいますが、まさに成分内容がわかって、ある程度安定的につくるとなると、それを使った特定の銘柄のエサというもので、そういう意味ではビジネスになる。ただ、一番の問題は、量と質の安定性がないとなかなか難しい。そういう意味で、事例でポツポツとは出ていますが、この前も申し上げましたように、メジャーにはなかなかといいますが、全国的に同じものができるといふうにはなかなか行けないかなという感じがしています。

阿部座長 ありがとうございます。

2～3日前に飼料ジャーナリズムの方々と話をしていたのですが、そのときに、阿部さん、食品残さ、食品副産物の飼料利用は、昔のいわゆる残飯養豚の影は全く引きずっていない、全く新しいビジネスになっているねと、そういう評価でした。その理由としては、単に経済コスト、飼養コストを安くするだけではなくて、それをうまく使って、差別化した豚肉をつくるようになってきていると。しかしながら、問題としては、大きな養豚農家はそれを認識しているけれども、中小の養豚農家はまだまだそこら辺まで認識していないのだと。だから、そこをどう掘り起こすか。そのときに、飼料メーカーといいますが、配合飼料についてお知恵を持っている方が……。先ほど平野委員が言われましたように、配合飼料に1割から2割混ぜて使っているところが多いわけです。そこら辺のところをうまく共存していくことですねという話をしたと思います。

先ほど紹介がありましたように、1月30日、来週の月曜日に、つくばでこの問題に関するシンポジウムがある。当初は200名ぐらいかなと思ったら、もう400名以上を超している

ということで、関心は非常にあると思います。関心があるということは、それだけまだ課題が多いということだと思いますので、これから詰めていくことだなと思っています。

この問題についてはそういうことでよろしゅうございますか。

それでは、他にいかがでしょうか。どのようなことでも結構です。

富士委員、お願いします。

富士委員 1点目は飼料穀物の備蓄運営についてですけれども、大麦35万トンの備蓄は18年から全量MA米に振りかえることになったということですが、将来的にトウモロコシ、コウリヤンの60万トンの方の備蓄にも一部MA米を振りかえることが可能なのか、あり得るのかという点が一つです。

それから、MA米の飼料用ということで、5年古米とか7年古米とか、そういうものは品質上問題ないのかというのが2点目です。

3点目は発想がちょっと違うのですが、ホールクロップサイレージではなくて、品種開発を含めて飼料用の稲についてこれから戦略的に位置づけていくとか、飼料用米について何かお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

山本需給対策室長 まず1点目、トウモロコシ、コウリヤンの備蓄と米への振りかえの議論でございますが、飼料穀物の備蓄についての考え方を申し上げますと、トウモロコシ、コウリヤンが基本としてあるというのが我々の考えでございます。それで、大麦備蓄につきましては、備蓄事業が開始した昭和50年代の初めのころ、立ち上げのときに備蓄用サイロ建設が間に合わなかったとか、そういった事情もございまして、トウモロコシ、コウリヤンを基本としつつ、それを補完するものとして大麦の備蓄をする、大麦備蓄がそういう考え方でやっております。今回の大麦備蓄について米に振りかえるというのも、振りかえ自体は平成10年からやっておりますが、そういう補完的なものだということに着目して対応しているということでございます。

トウモロコシ、コウリヤンの備蓄につきましては、配合飼料メーカーの工場に直結しています備蓄用サイロの中で、メーカーの自己在庫分と混合する流動・混合保管方式でやっている状況でございます。また、備蓄用サイロにつきましては、先ほど申しましたように、配合飼料メーカーの理解と協力を得ながら、国からも一定の利子補給という形でさせていただくなど、官民協力してやってきたという経緯もございます。

そういう意味では、トウモロコシ、コウリヤンの備蓄につきましては、大麦備蓄と事情は異にするのではないかと考えています。仮にこれを米に振りかえとなりますと、今言

いました流動混合保管方式との関係でうまくできるかどうかとか、トウモロコシ、コウリヤンはその分だけ数量削減という話もございます。したがって、現状では直ちに難しいのではないかと考えておりますが、一方で先ほど御説明しましたように昨年秋に予算執行調査がございまして、その中で備蓄水準については、国内の飼料需要量、世界の需給状況、あるいはM A米の利用拡大の可能性等を踏まえつつ引き続き検討していくという御指摘をいただいておりますので、そういうことも踏まえながら この辺をやるに当たってはかなり難しい問題があると思っておりますが、引き続き飼料穀物備蓄に支障のないように対応していきたいと考えています。

それから、M A米に振りかえるに当たりましての安全性の問題です。これはおっしゃるとおりでございますが、米に限った問題ではなく、トウモロコシ、コウリヤンもそうですし、麦についてもそうですが、当然飼料穀物の備蓄としての機能が確保されることが前提だと考えています。これをやるに当たりましては、いざというときに使えないと元も子もないわけでございますので、実務的には総合食料局とよく連携をとりながら、飼料穀物の備蓄として支障のないように、安全性の点も踏まえながら対応していきたいと考えています。

大橋草地整備推進室長 もう一つは、いわゆるエサ米といいますか、飼料米の件でございます。私の記憶ではたしか昨年も同じような問題があったと思います。この問題は、行き着くところ、ある意味で価格の問題に尽きると思うのです。一つは品質的に玄米というものにどういうエサの価値があるのか。昨年でしたか、コウリヤンと比べてもコウリヤン並みかコウリヤンよりは若干低い位置づけかなというお話がこの会であったように記憶しているのですけれども、だとすれば、一つは、コウリヤンの輸入価格よりも高い価格ではどうやっても実用化は難しいだろうという話の一つあると思います。もう一つは、今度はつくる農家の手取りの問題といいますか、その辺が所得的にペイするかどうかという問題があろうかと思っております。その二つの面から考えますと、私はそれを全く使うべきではないという考えは持っておりませんが、正直申しますと、実用化するのはなかなか難しいのではなかろうかというふうに考える次第であります。

そこで、我々といたしましては、実の部分だけではなくて、茎葉部も含めたトータルとしての稲、全体としての利用ということで稲のホールクロップサイレージを推進、その積極的な拡大を図るべきではないだろうかというふうに考えて各般の施策を実施しているところでございます。

阿部座長 よろしゅうございますか。

富士委員 そういう意味では、飼料用稲の研究開発みたいなもの、もっと多収のものとか、品質的にコウリャンを上回るような、そういう研究は続けているんですか。

姫田畜産振興課長 昔は逆7・5・3計画ということがありましたけれども、結局、あれは食用米だったので食味の問題等で頓挫してしまいました。だから、今は稲ホールクロップサイレージ用の稲の開発をやっていただいているので、むしろ実が少なくて茎葉の多い、草丈の高いものをやっていただいているところでございます。

清家畜産企画課長 研究開発というお話があったので、行政として戦略的に取り組んでいるかどうかということは別にしまして、情報として少しお話しさせていただきます。

私、直前は技術会議の方にいましたので知り得る限りお話ししますと、先般、イネゲノムの完全解読を終わったんです。どういう遺伝子がそれぞれどんな機能を持っているかということはまだ全部は解明できていませんけれども、一通りそういったゲノム解読が終わりましたので、そういうものを活用した育種開発といいますが、遺伝子組換えということではなかなか難しいと思いますが、イネゲノムを利用したような品種開発の期間短縮ですね。要は、種をまいて実が育たないと結果がわからないということではなくて、種の段階で良質なものを持っているものを選抜していける、そういう手法も可能性が大いにあるんです。時間がかかるかもしれませんが、比較的早い時期に利用可能になるかもしれないということかと思えます。特に飼料用の米でどうこうということではなくて、そういうことを基礎研究の分野でやっております。

阿部座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

浅野委員、どうぞ。

浅野委員 先程の御説明によれば、飼料穀物、特にトウモロコシの国際的な需給、価格面では、当面はさしたる問題はないように受けとめました。参考資料の21ページ、中国におけるトウモロコシの昨今の需給状況等につきましても、在庫はかなり減っておりますが、まだ需給余力があるような数字が出ております。しかし、中長期といっても4～5年先になります。果たして国際的にトウモロコシの需給が今のまま果たして続くのであろうか。私としては、極めて懸念しております。

一つは中国の出方、動きであります。昨年、石油エネルギーを、世界中で漁りまくっておりますが、次は飼料穀物ではないかと。去る1月23日の日本農業新聞の一面に、中国の

次期政府計画、5カ年計画が発表されましたが、農業振興対策の目玉は畜産。しかも、大規模生産基地の建設も旺盛で、先般、テレビでアメリカのフィードロットに相当するような肉牛のフィードロットが出ていましたが、酪農もここ4～5年、年率20%の伸びで生産が拡大している。都市部における牛乳の1人当たり消費量は過去4年間で2.5倍。日本よりも1人当たり消費量はまだ少ないけれども、高い伸びとなっています。中国のとうもろこしの飼料としての消費量は1億3,000万トンで、毎年1,000万トンがショートしている状況です。これまで、期末在庫を食いつぶしてきましたが、恐らくここ1～2年で完全にショートするのではないかと。以上のように、中国の出方、動きをどうとらえるか。石油ばかりではなくて、最近チーズ価格が値上がりしておりますが、これも中国におけるマクドナルドをはじめとするピザパイの影響が世界のチーズ価格を中国が主導しつつあるというような情報も流れています。

2番目は、アメリカのトウモロコシのエタノール化の動きです。これは現在トウモロコシ生産量の10%程度ですが、エネルギー包括法案によれば、アメリカは4年先の2010年、現在のエタノールの生産量を2倍に引き上げようとしております。そうなりますと、アメリカ国内だけでアメリカが国際市場に供給しているトウモロコシの供給量にほぼ近づく水準になるわけです。5年先頃には地殻変動が起きるのではないかと私は懸念しておりますが、畜産農家の中でも危惧する向きが出始めております。

そこでお伺いしたいのですが、かつて農林水産省は、大臣官房企画室で長期見通しとか農業観測で世界の穀物需給の見通しをやって農家等に情報を提供してきましたが、ここ最近、パッタリとおやめになられた。内部でやっておられるのかどうかもわかりませんが、世界がこれだけ急激に激動する時代にあって、畜産農家も含め畜産関係者は中期的な展望、情報を求めているのではないかと思います。

今後は、従来のような安い価格で、しかも電話一本で、何時でも入手できることになるのかどうか、先行きの不安感、危機感を持っている一人です。飼料穀物の4～5年先、中国をはじめとして構造変化が果たして起きるのか起きないのか。その見通し等をご教示願いたい。

山本需給対策室長なり小泉さんから、世界の穀物需給、特にトウモロコシが5年先にどうなるのか、その御所見をぜひ伺いたいと思っています。よろしく願いいたします。

阿部座長 問題提起をいただきましたが、その前に、まずお役所としてこれについてどういう議論をされているか、そういう内容のお話をいただき、その後、当事者として小泉

委員の方から、どうウォッチして、どう予測されているか、お願いします。

山本需給対策室長 今お話しいただいたことに関しまして、まず中国の話が出てまいりましたので、ちょっとお話ししたいと思います。

中国の次の5カ年計画、2006年から2010年を見通した国民経済・社会の計画ということで、浅野委員がお話しされましたように先般の日本農業新聞にも載っておりましたが、まだ正式に決定されているわけではなく、中国の中で今いろいろ議論されているようでございます。我々もその辺のアンテナは張っておりまして、省内の国際部などを通じて情報を集めているところでございます。今聞いているところでは、まだ正式な計画にはなっていないのですが、おっしゃいましたように農業、その中でも畜産にウエイトを置いた取り組みをしていくというところでございます。

トウモロコシについて見ると、今、中国はどうか純輸出国を確保している状況になっております。今後その辺をどう見ていくかということは十分注視していく必要がございます。計画の中身を見ますと、食肉あるいは酪農、その辺の消費が伸びていくにあわせて生産拡大を図っていく一方、むしろその中のエサにつきましては草地の造成あるいはグラスフィード型畜産に重点を置くと。これは私見も入っていますが、恐らく中国としては、海外に依存するだけではなくて、自ら飼料生産に取り組んでいこうと。計画の中にどのように盛り込まれているかはわかりませんが、そういうことも検討されていると聞いております。その辺の情報は引き続きよくアンテナを張ってやっていかなければいけないと思っております。

また、今のお話で言われました全般的な情報収集なり分析ということでございますが、アメリカのトウモロコシの状況を見ますと、今日出しております資料、「飼料をめぐる情勢」の20ページにもアメリカの状況が出ておりますが、御指摘のようにエタノール需要が毎年増加してきている状況になっております。一方、エタノールにつきましては、DDGSといわれる副産物もエサ利用としてできるという話もございますので、エタノールの需要が増加しても、それが直ちに需給逼迫につながらないという見方もあるところでございます。

いずれにいたしましても、飼料穀物に限らず、穀物全般につきまして、農水省内では関係部局と協力しまして、省内ワーキンググループという形で毎月開催し、いろいろ情報分析をし、需給予測なども検討しますし、商社や学識経験者の方からのお話もいろいろ聞きながら、需給予測的なものは毎月ホームページで公表しております。農水省のホームページは必ずしも使い勝手がいいわけではないかもしれませんが、一応そういうことをやって

います。我々は、常日ごろの業務といたしまして、商社、メーカー、その他関係するところといろいろつながりもありますので、そういうところの情報収集をもって、引き続き情報収集には重点を置いていきたいと考えています。

阿部座長 それでは、小泉委員、お願いします。

小泉委員 浅野委員から御指摘があったことは我々も本当に憂慮すべきことですが、余りにも大きなテーマでありまして、原油、鉄鉱石、石炭、そこまで話を広げてしまいますと余りにも大きくなるのですが、かつて1970年代ぐらいから穀物の価格及び安定供給を危うくするものは二つありまして、まず、産地の天候、次に当時はソ連、今のロシアですが、その緊急買い付けでした。そして80年代、90年代、2000年代、何が大きいかといいますが、もちろん農産物でございますから相変わらず産地の天候、それと中国です。この10年間で価格が大きく上がった年は必ず中国が絡んでいました。

中国は、今のところ需給バランスは若干ながらも輸出国ということになってはいますが、今後、トウモロコシの国内需要は間違いなく増えます。どの程度増えるかということとはここでは正確には言いがたいのですが。ただ、それと同時に期待すべきことは、今、アメリカをはじめ先進国でのトウモロコシは、毎年、その年の降水量とか温度によって生産量が上下しますが、確実に、生産能力、1エーカーんぼ当たりの生産量は上がっております。これの背景にあるのは種子でございます。種子の開発にもGMO、遺伝子組換えなどの技術がありまして、これの是非についてはいろいろな御意見があるかと思っておりますけれども、確実に生産能力は上がっております。中国でももちろん種子の開発に取り組んでおります。ですから、願わくは生産能力のアップのカーブが需要のアップのカーブを上回ること、これは全く期待できないことではないと思うのです。

それから、エタノールの方に移りますと、アメリカは今年度はなんと4,000万トンエタノールの方に消費される予定でございます。ちなみに、今年度のアメリカのトウモロコシの輸出量は4,700万トンです。このうち1,600万トンは日本が輸入しているわけです。今のところは輸出量よりも少ないのですが、浅野委員が御指摘のとおり、7年後の2012年には7,100万トンがエタノールに振り向けられると予想されております。これによって生産されるエタノールは75億ガロンです。ただ、ものすごい量に思いますが、アメリカのガソリンの需要は今年あたりで大体1,400億ガロンです。ですから、75億ガロンなんてまだまだほんのちょっとなんですけれども、それでも再生産可能なエネルギーの確保ということで政府の方から補助金が出ておりますので、恐らく75億ガロンの方に目指して動くと思っております。

ですから、先ほどの7,100万トンといたしますと、現在のアメリカの輸出量よりも倍近く多くなってしまう。このときに日本向けの輸出量が削減されるような事態になるのかということですが、先日、私ども飼料輸出入協議会で本当にラフに試算しました。その試算内容は、ここ10年間のトレンド・イールド（単収の傾向値）の、線を延ばしまして、将来の生産量を予測しました所、単収の伸びによる生産量の増加によって日本を含めた輸出量については影響ないというものでした。要するに、生産量増加によってエタノールの増産分は賄えるのではないかという推測をしております。ただし、中国の需給関係については、私どももいろいろ調査しようとしても、まだまだ情報に乏しいところがありますので、ここで私どもの予想を述べることは差し控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

阿部座長 どうもありがとうございました。

日本の畜産の根幹にかかわる課題ですから、この問題をこの懇談会でどういう形で取り上げていくかということは事務局の方でもテークノートしていただくし、今のような情報提供をいただきながら認識のレベルを同水準にしていくことが大切だと思うのですが、その問題も含めて、ほかに。

平野委員、どうぞ。

平野委員 大きなお話の後に小さな話で申しわけございませんけれども、ポジティブリストの問題でちょっとお聞きしたいと思えます。

食品衛生法のポジティブリストの制度導入に伴いまして、私どもは飼料安全法で規制対象品目を今度拡大する形になってきたわけですね。したがって、飼料安全法を遵守すれば食品衛生法上は問題ないと理解しているのですけれども、それでよろしいかどうかということが一つ。

もう一つは、農薬等につきまして、畜産物への残留メカニズムが経時的に減ってしまう、残るのが非常に少なくなったということをいろいろお聞きしております。そういった点のわかりやすい説明、すなわち通常の使用基準を遵守していれば畜産物に安全であるということについて、コミットメントと言うと語弊がございますが、指標等をお願いしたいと思うわけでございます。

あわせてもう一つでございますが、収量の大麦の問題でございます。これは売却に際しましてSBSの大麦は120万トンというふうに解釈していいわけでございますか。

もう一つは、現在、国貿の大麦の在庫が偏在しております。先ほどのお話ではこれがま

た減ってくるということでございますが、そうしますと、これを消化するのはちょっと問題が出てまいります。残ってしまうと思いますので、その点の御考慮を願いたいということでございます。

以上について、お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

阿部座長 それでは、最初にポジティブリストのことについて申し上げます。

元村課長補佐 ポジティブリストの件ですが、確かに食品衛生法の中でポジティブリストというのは非常に大きな改正になるわけでございまして、食品の中では基準値のあるもの以外は基本的に一律基準という非常に低いものを超えて入ってはいけないという規制がある。一方、飼料の方ではポジティブリストではない形で、60種類の法令による基準と約100種類について通知ということで定めていきたいと考えております。特に消費者の方の中には、食品でポジティブリストなのに飼料についてはそういうことでなくてもいいのかということについての御懸念や不安もあるいはあるかと思っております。御心配という意味ではそういうところも確かにあるかと思っております。

我々といたしましては、リスクの程度に応じたリスク管理が適当であろう。そういう意味からは、今回の飼料についての規制をきっちりやれば十分である。何事につけても絶対ということはございませんので、絶対大丈夫ですよと言いますと逆に無責任になるわけですが、十分な規制になっていると考えております。

その理由といたしましては、具体的に申しますと、今まで飼料につきましては、先ほど小泉委員からもお話がございましたけれども、肥飼料検査所の方で幅広い農薬の検査をしまいたったわけですが、畜産物の安全性に問題を生じるようなレベルの農薬が飼料から検出されることは非常にまれでございます。

それから、仮に事故等で飼料穀物の中に一時的な残留があったとしても、人が直接食べる食品とは違いますので、毎回、その事故品だけを家畜が食べるということではございません。最近の農薬は、先ほど平野委員からもお話がありましたように、残留性という面では安全性の高いものになってございますので、そういった事故的なことを通じて畜産物の安全性に問題が生ずるということは非常に考えにくい。また、今回の60の中にはそういった部分をきっちりカバーできるだけの基準を設けていきたいということで進めておりますので、こういった規制をやっていくことで十分安全性が確保できていけると考えております。

ただ、消費者の立場からいたしますと、安全だけではなしに、安心ということがござい

ます。そういうことについての対応という意味からも、幅広く肥飼料検査所の方でモニタリングをしまして、その結果も随時公表していく。

それから、先ほども御説明いたしましたけれども、今年の3月にポジティブリスト制度に対応しましたリスク・コミュニケーション　これは飼料だけではなく、動物医薬とか農薬サイドの問題がございまして、そういったことも含めたリスク・コミュニケーションをきっちりやっていきまして、十分な説明をしていきたいと考えております。

以上でございます。

阿部座長　続いて、麦の方をお願いします。

姫田畜産振興課長　その前に少し補足させていただきます。

先ほどの小泉委員の話題に少し補足しておきますと、エタノールに大量に仕向けられるということは、別の意味でいいますと、飼料用の仕向けがどうしてもなくて不足した場合、それがエタノールに優先して仕向けられることにはならないということを御理解いただきたいと思います。当然順番としては、人用、飼料用、エタノール用でございますので、エタノール用を飼料用に回すということになると思います。そういう意味では、エタノール用が先取りされて大変なことになるということは考えづらいということでございます。

それから、今、元村から申し上げましたが、日本に具体的なデータがあつて、基本的にポジティブリストの基準値があるものについては、まずそれが優先されます。その次に、日本に具体的なデータがないものについては、コーデックスで基準値があるものはコーデックスの基準値、そしてその次にアメリカやヨーロッパ、オーストラリア等、先進国の基準値ということでございますので、先進国間での基準値はほとんど変わりません。ですから、先ほど増田委員からアメリカに輸入先が集中するではないかという御意見がありましたけれども、そういう意味で、先進国から輸入されているものについて、これをオーバーする可能性があるということはほとんど考えられないということでございます。

それから、消費技術センターで、毎年、一般のスーパーマーケット等で収去して、国産品も含めて具体的に残留農薬等を検査しておりますが、最近、残留性が検出されたものが1パーセント未満という状態で、去年は検出もゼロだった。基準値を超えたものは全くなかったのがここ数年の傾向でございます。そういう意味で、農薬等についても、光分解性等がかなり進んできておりますので、特定の先進国ではない地域の原材料でない限り、まずそういうことはあり得ないのではないかと考えているところでございます。

山本需給対策室長　それでは、先ほど御指摘が2点ありました大麦関係のお話について、

お答えしたいと思います。

まず、18年度の飼料需給計画の関係でございます。そもそも需給計画の数字の設定の仕方について若干補足させていただきたいと思いますが、これは基本的には国際需給の変動等も加味いたしまして最大限の数字として設定しているものでございます。これを超えるような異常事態等が出てまいりますと計画の見直しという話もあり得るわけでございますが、基本的には設定しています買入数量なり売渡数量の中で、具体的には各実需者さん、メーカーさんのいろいろ要望も聞きながら、また私ども畜産部と実際に実施しております食糧部さんと相談しながら具体的数値を決めていきたいと思っていますので、そこは皆さん方の要望等も踏まえながら、18年度が具体的にどれだけの数字になるかは決定していきたいと思っています。

また、売渡しに当たりまして、国貿で在庫の偏在という御指摘がございました。18年度は、19年度の全量S B Sに向けての過渡期的なものでございますので、計画にもありますように従来大麦で備蓄していました10万トン分の売却を加味したものになっております。実際、この売渡しに当たりまして、省内の関係する食糧部とも相談し、実需者の方ともいろいろ相談しながら、できるだけ円滑に対応できるようにしていきたいと考えております。

以上です。

阿部座長 よろしゅうございますか。

平野委員 よろしく申し上げます。

阿部座長 それでは、ほかに、いかがでしょうか。

高木委員、申し上げます。

高木委員 時間が大分押しているようでございますから、まず一点、申し上げます。

米なんです。いつも気になるのですけれども、これまで米をエサに使ったのは、米の過剰が発生した昭和50年代だったと思いますが、大量に主食用の米需給が緩和したときが一つだったと思います。それから、今回、お聞きしていると、ミニマムアクセス米ですね。これが今、在庫がどのくらいあるか。私は正確には知りませんが、恐らく150～160万トン、170万トンくらいあるのではないかと思います。正確でなければ修正していただきたいのですが、そういう中で今回M A米を備蓄用に持ってくる。そういうことで、日本の場合、エサ用に米を使うのはいつもそういう状況の中でやってきている。

先ほどホールクロップサイレージではなくて飼料用の米というお話がありました。かつ

でも日本の場合は水田をできるだけ利用する、活用するというところで、これまでも研究され、検討されたものですね。さっきのお話を聞くと、飼料用の米というよりもホールクロップサイレージの方に研究の重点が移っているようですが、米のエサとしての扱いを飼料の側からきちんと位置づけをしておかないと……。要するに、エサの方から必要だということではなく、別の事情でいつも利用される。

そして、先ほどもエサの品質の話がありました。コウリャン並みではないかということだと、価格ということを考えれば、日本で飼料用の米をつくるというのは今の時点ではほとんど不可能だと思うのです。もし本当に日本で飼料用の米をつくるのであれば、先ほどもイネゲノムの完全解読ができたというお話でしたから、コウリャン並みの栄養を持っている米、そういうところに本当に研究の重点を置いてやるぐらいにしないと、その時その時の状況にエサの行政が振り回されるようなことになってしまうのではないかと。本当に米をエサ用に使える、また使うのだというならば、コウリャン並みの栄養でいいわけですから、まずコウリャン並みの栄養に近いものを開発する。

これはできないことではないと思うのです。というのは、酒用には酒造好適米といって、とても食用としては食べられない。これは価格が高いからつくっているわけですがけれども、こういうものも開発したわけですね。日本酒ですけれども、日本は酒というものに大変な力を入れて、そういうことで酒造好適米をつくった。食用にはほとんど向かない。そういうものをつくり上げたわけですから、逆に言えば、本当にイネゲノムの解読ができたということであれば、そういうような開発もできるのではないかとと思うのです。

それにしても、エサ用として米をどう扱うのかということ飼料政策としてきちんとしておくべきではないか。要するに、例外的に扱うのだ、主食用の世界で過剰米が出たら、それは処理の一つとしてエサが引き受けるのだと。このまま行けば、恐らくMA米のほとんどをエサに回せとなりますよ。そのとき、エサの政策としてきちんとしたものを持たなければ、苦し紛れと言ったら怒られますけれども、MA米の処理先はエサであるということで、いつも百数十万トンエサで引き受けるというようなことにもなりかねない。

何を言いたいかといえ、本当にエサとして適当であるならばそういう引き受け方もいいでしょうけれども、米をエサに使うというのは、MA米であろうが国内の米であろうが、米の持っている栄養価値とエサとしての価値は絶対にバランスしないのではないかと。だから、いつも財政負担をせざるを得ないわけですね。今回も備蓄用に振り向けたということは一種の財政負担を伴うはずなんです。MA米が割合安いといってもコウリャン並みの価

格ではないはずなので、常に財政負担を伴うのがエサ用に振り向けられた米の今までの状況だったと思うんです。

そういうことで、そこは次の機会にでもぜひ整理をしていただきたいと思います。水田の利用ということも含めて、私は相当真剣に考えたらいいと思います。ただ、できないことを幾ら考えてもしょうがないので、本当にできるものであるならば、本格的にそういう研究をし、例えば10年なら10年でこういうところまで持っていく。先ほど逆7・5・3の話がありましたけれども、それぐらいのエネルギーを費やしてもいいのではないかと思います。

もう一つお願いしたいのは、先ほど浅野さんからお話がありまして、そこについてのいろいろな解説がございましたけれども、私も中国の問題が飼料穀物の需給に今すぐに大きな影響を与えるとは思いません。ただ、潜在的には非常に脅威であるということは間違いないと思うのです。特に、2008年、もう間もなく北京のオリンピックを控えている。私はあまり詳しいわけではありませんけれども、外国から来た人たちが動物用たんぱくに恐らく相当の需要があるはずだと。そのときに中国の国内で品質のよい牛乳が供給できないということは、中国政府としてはあまり好ましいことではない。今、中国の牛乳は日本の牛乳のように品質はよくないらしいです。ですから、品質の改善なり、もう一つは量としてもまだ足りないということで、先ほどいろいろなお話がありましたけれども、それに力を入れようとしていることは間違いないわけですから、そういう動向は相当丹念に分析しておかなければいけないと思います。

もう一点の方は4つの「安」の一番大きな安定供給のところですし、先ほど座長の阿部先生からこの懇談会でどのように扱うのか、事務局の方でよくお考えいただきたいというお話がありましたが、私もそのとおりだと思います。

その2点を申し上げておきたいと思います。

阿部座長 どうもありがとうございました。

御提案も含めて基本的なお話をいただいたのですが、お役所の方からいかがですか。

姫田畜産振興課長 まず米とコウリャンあるいはトウモロコシということですが、コウリャン、トウモロコシというのはC4植物といって非常に光合成の能力が高い植物でございます。米はC3植物で光合成の能力は確実に劣るものでございますので、光合成の機構まで変えるぐらいの相当大幅な遺伝子組換えをやらないと、米がトウモロコシやコウリャンに匹敵する収量を得られるとは考えられません。そういう意味で、もし可能性があるとすると大分先の方ではないかと思います。通常の育種改良等のできるレベルのも

のではないと考えております。

一方で米の価値ということでございます。これは、高木委員御指摘のとおり、しっかりと考え方を確立していかなければいけないと思っています。ただ、従来から基本的には飼料工業会の皆さん方の御意見等もお聞きしながら、中小家畜については5%程度は可能であろうということと、それから大家畜についてはなかなか難しいのではないかと。それから、処理先としてのということでございましたが、価格と荷姿をどうされるかということだと思います。そういう意味では、飼料サイドから積極的に米を受け入れたいということではなくて、価格面でコウリャンに匹敵する、あるいはそれ以下のもの、そして荷姿としてもバラ体のものであるということが基本だろうと思っています。

ですから、もし国内でということで試算した場合ですが、残念ながら国内の流通コスト、陸送運賃は非常に高いわけございまして、例えば食料倉庫から持ってきた場合はアメリカから持ってくるのと同じぐらいのコストがかかってしまいますので、コスト的には米に支払える金額はほとんどゼロに近いような額になってしまうというのが現状でございます。そういう意味では、あくまでも受け入れ先としての考え方しかないと思っています。今後とも、データ等をそろえながら、きちんとした議論を進めてまいりたいと思っています。

第2点は、飼料穀物の世界的な需給というよりは、穀物そのものの世界的需給でございます。それについては、私どもというよりは、先ほども御指摘がありましたように省全体としての議論だろうと思っていますので、省全体の御議論をこの場で御披露することにとどめさせていただきたいと思っています。もちろん、それについて我々が情報収集等を怠るということではなくて、今後ともより積極的な情報収集、そして皆さん方への情報提供をしっかりとやっていかなければいけないと考えているところでございます。

阿部座長 ありがとうございます。

時間が参りました。もっと時間が欲しいところですが、今日は通常の話題と同時に、新しい問題としてトウモロコシの先行きと、それから高木委員からお話がありましたように米のエサとしての扱いということを確認しておこう、こういうことについてもこの懇談会でという提案がありました。どういう形でということは事務局にお任せしますが、よろしくお願ひしたいと思います。

時間が過ぎましたので、このあたりで本日の懇談会は終了したいと思います。本日、委員の皆様からいただきました御意見等につきましては、今後の飼料行政に十分に反映していただきますようお願いいたします。

本日は、委員各位の皆様方には熱心に御検討いただきまして、ありがとうございました。
これをもちまして本日の懇談会を閉会いたしたいと思います。
最後に、事務局の方から何かありましたら、お願いします。
姫田畜産振興課長 特にございません。これで閉会いたします。
どうもありがとうございました。

閉 会